

チェックシート (添付図書と明示すべき事項の説明)

[第一版] 平成19年11月16日：大阪府内建築行政連絡協議会

図面名	区分	法令	明示すべき事項	明示すべき事項の説明	自主的 チェック 欄	備考
付 近 見 取 図	共通	共通	方位	方位を明示する。		
			道路	道路・道・通路等の位置を明示する。		
			目標となる地物	地名、市役所等の公共施設、学校、大規模な店舗等目印となる地物を明示する。		
	集団	法第3章	敷地の位置	敷地の位置を明示する。		
			隣地にある建築物の位置	隣地にある建築物の位置を明示する。(配置図に明示してもよい)		
			隣地にある建築物の用途	隣地にある建築物の用途を明示する。(配置図に明示してもよい)		
配 置 図	意匠	共通	縮尺	縮尺を明示する。		
			方位	北側斜線の検討等、必要により方位(真北)を明示する。(規則1条の3第6項による他の図書に明示した場合でも配置図には明示すること)		
			敷地境界線	敷地境界線を明示し、「敷地境界線(隣地境界線、道路境界線等も可)」と明示する。		
			敷地内における建築物の位置	寸法線及び寸法を明示し、敷地内における建築物の位置を明示する。		
			申請に係る建築物と他の建築物との別	申請建築物には「申請建築物」と、他の建築物には「既存建築物」等と明示する。		
		法19条他	擁壁の設置	擁壁の位置を明示する。		
			その他安全上適当な措置	安息角内に設置する基礎の範囲を明示する等、安全上適当な措置を行ったものを明示する。		
			土地の高低	土地の高低を明示する。		
		法19条 法42条	敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差	敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差を明示する。		
		法28条 法42条 法52条	敷地の接する道路の位置・幅員・種類	敷地の接する道路(43条1項ただし許可を含む)の位置・幅員・種類(条文)を明示する。 (例：大阪府道 42条1項1号、私道 43条1項ただし書)		
	設備	法31条	浄化槽の位置及び放流先の位置	浄化槽の位置及び放流先の位置を明示する。		
	集 団	法43条 法43条1項 ただし書	敷地の道路に接する部分及びその長さ	敷地の道路に接する部分を明示し、その長さを明示する。		
			法第43条1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第43条1項ただし書の「許可通知書」の写しを添付する。(許可申請時の図書の写しの添付を求める場合がある)		
		法48条 ほか	用途地域の境界線	申請敷地内に2以上の用途地域がある場合は、その境界線を明示する。		
		法52条	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	申請敷地内に指定された容積率の数値の異なる地域がある場合は、その境界線を明示する。		
			都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線	都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線を明示する。		
			申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置	申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置を明示する。		
		法54条	令第135条の20に掲げる建築物又はその部分の用途・高さ・床面積	都市計画において定められた外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分の用途・高さ・床面積を明示する。		
			申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さを明示する。		
		法56条	地盤面からの申請に係る建築物の各部分の高さ(55条でも必要)	地盤面からの申請に係る建築物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高高さの部分等)の高さを明示する。		
前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ			前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高高さの部分等)の高さを明示する。			
地盤面の異なる区域の境界線(55条でも必要)	申請敷地内に2以上の地盤面の異なる区域がある場合、その境界線を明示する。					
令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途・位置・高さ・構造及び床面積	道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例を受ける建築物の部分の用途・位置・高さ・構造及び床面積を明示する。					
法第56条第2項に規定する後退距離	前面道路の境界線から後退した建築物までの水平距離のうち最小の距離を明示する。					
前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置を明示する。					
法58条	建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離	建築物の各部分(北側の最も不利な部分)から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の最短の水平距離を明示する。				
	高度地区の境界線	高度地区内外又は高度地区内で違う地区にまたがる場合、その境界線を明示する。				

図面名	区分	法令	明示すべき事項	明示すべき事項の説明	自主的 チェック	備考	
各階平面図	意匠	共通	縮尺	縮尺を明示する。			
			方位	方位を明示する。			
			間取	間取を明示する。			
			壁の位置	壁の位置を明示する。			
			延焼のおそれのある外壁の位置	延焼のおそれのある外壁の位置を明示する。			
		法28条の2	各室の用途	室名を明示し、用途を明らかにする。			
			各室の床面積	シックハウス等法的審査が必要となる室全ての床面積を明示する。			
			令23条	階段の位置及び構造	階段の位置及び階段幅、蹴上、踏面寸法を明示する。 (回り階段の部分における踏面の寸法は踏面の狭い方の端から30cmの位置の寸法を明示する)		
				踊り場の位置及び構造	踊り場の位置及び踊り場幅の寸法を明示する。		
			令25条	手すり等の位置及び構造	手すりの位置、出幅及び構造を明示する。		
	設備	(府条例細則第6条)	法28条の2	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置を明示する。		
			換気経路	換気経路を明示する。			
			建具の通気性の有無	換気経路にかかる建具の通気性を明示する。			
			スイッチ位置	給排気機のスイッチ位置を明示する。			
			スイッチに24時間換気の旨表示	給排気機のスイッチに24時間換気の旨表示と明示する。			
消防法9条の2		住宅用防災機器の位置・種類	住宅用防災機器の位置・種類を明示する。				

図面名	区分	法令	明示すべき事項	明示すべき事項の説明	自主的 チェック	備考
2以上の断面図	意匠	令23条	階段の構造	階段の構造を明示する。(平面図に明示することで省略可)		
			踊り場の構造	踊り場の構造を明示する。(平面図に明示することで省略可)		
		令25条	手すり等の構造	手すりの構造を明示する。(平面図に明示することで省略可)		
	集団	令22条	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法を明示する。ただし書きの場合は、べた基礎等を明示する。		
			換気孔の位置及びねずみの侵入を防ぐための設備の状況	ただし書きでない場合、換気孔の位置及びねずみの侵入を防ぐための設備を明示すること。		
		法56条	敷地の接する道路の位置	敷地の接する道路(43条第1項ただし書の道を含む)の位置を明示する。		
			敷地の接する道路の幅員	敷地の接する道路(43条第1項ただし書の道を含む)の幅員を明示する。		
			敷地の接する道路の種類	敷地の接する道路の種類(条文)を明示する。 (例：大阪府道 42条1項1号、私道 43条1項ただし書)		
			前面道路の路面の中心	前面道路の路面の中心線を明示する。		
			前面道路の中心線			
			地盤面からの申請に係る建築物の各部分の高さ	地盤面からの申請に係る建築物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高高さの部分等)の高さを明示する。		
			前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高高さの部分等)の高さを明示する。		
			法第56条第1項から第6項までに掲げる規定による建築物の各部分の高さの限度	道路斜線、隣地斜線、北側斜線を明示する。 後退距離の算定の特例の場合、及び2以上の道路に接している場合、公園、広場、川、若しくは海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する道路若しくは隣地との高低差が著しい場合の緩和に関する措置についても明示する。		
			令第130条の12に掲げる建築物の部分の位置・高さ・構造	道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例を受ける建築物の部分の位置・高さ・構造を明示する。		
			法第56条第2項に規定する後退距離	前面道路の境界線から後退した建築物までの水平距離のうち最小の距離を明示する。		
		建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離	建築物の各部分(北側の最も不利な部分)から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の最短の水平距離を明示する。			
		法58条	高度地区の境界線	高度地区内外又は高度地区内で違う地区にまたがる場合、その境界線を明示する。		
			土地の高低	土地の高低差がある場合、明示する。また、高低差がない場合もその旨を明示する。		

図面名	区分	法令	明示すべき事項	明示すべき事項の説明	自主的 チェック	備考
使用建築材料表	意匠	法28条の2	内装の仕上げに用いる建築材料の種類・面積	使用建築材料表に居室毎の名称、用途、床面積、天井高さ、換気回数、建築材料の種類、ホルムアルデヒド放散量等級区分(例:F)、当該材料の面積を明示する。クロルピリホスの添加又はクロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料の使用の有無を明示する。		
		(府条例細則第6条)	天井裏等の措置	居室と当該居室に係る天井裏等を区画する連続した気密層及び通気止めの有無、下地材及び断熱材その他これらに類する面材に用いる建築材料の種類を明示する。		
有効換気量又は換気計算量又は換気計算書又は算有	設備	法28条の2	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法を明示する。		
			換気回数及び必要有効換気量	換気回数及び必要有効換気量を明示する。		
敷地面積 求積図	集団	法52条 法53条 法53条の2	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法・算式	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法・算式を明示する。		
建築面積 求積図		法53条	建築面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法・算式	建築面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法・算式を明示する。		
関係法令	宅地造成等規制法8条1項	宅地造成等規制法8条1項の規定に適合していることを証する書面	「宅地造成に関する工事の許可通知書」の写し及び「宅地造成に関する検査済証」の写しを添付する。(許可申請時の図書の写しの添付を求める場合がある)			
	都市計画法29条1項	都市計画法29条1項の規定に適合していることを証する書面	「開発許可書」又は「開発許可等不要証明書」の写しを添付する。「検査済証」又は「建築承認」の写しの添付でも可。(各申請時の図書等の写しの添付を求める場合がある)			
	都市計画法53条1項	都市計画法53条1項の規定に適合していることを証する書面	「許可書」の写しを添付する。(各申請時の図書の写しの添付を求める場合がある)			

注意事項

- 1 当該チェックシートは、建築基準法第6条の3第1項第3号の規定により、特例をうける場合の一般的な添付図書とそれに明示すべき事項を説明し図面ごとに整理したものであり、申請に必要な全ての図書や明示すべき事項を記載したものではありません。
- 2 申請にあたっては、建築基準法施行規則第1条の3において規定する確認申請書に必要な図書及び書類を不備なく添付するほか、明示すべき事項を漏れのないよう記載し、申請してください。
- 3 自主チェック欄は、確認申請にさきだち、設計者が申請に必要な図書及び明示すべき事項のチェックを自ら行ってください。
- 4 法令欄に記載している条例は、大阪府条例における規定を例として記載しており、他の地方公共団体の条例とは異なる場合がありますので事前にご確認ください。

チェックシート (添付図書と明示すべき事項の説明)

[第一版] 平成19年11月16日：大阪府内建築行政連絡協議会

図面名	区分	法令	明示すべき事項	明示すべき事項の説明	自主的 チェック 欄	備考
付近見取図	共通	共通	方位	方位を明示する。		
			道路	道路・道・通路等の位置を明示する。		
			目標となる地物	地名、市役所等の公共施設、学校、大規模な店舗等目印となる地物を明示する。		
	集団	法第3章	敷地の位置	敷地の位置を明示する。		
			隣地にある建築物の位置	隣地にある建築物の位置を明示する。(配置図に明示してもよい)		
			隣地にある建築物の用途	隣地にある建築物の用途を明示する。(配置図に明示してもよい)		
配置図	意匠	共通	縮尺	縮尺を明示する。		
			方位	北側斜線の検討等、必要により方位(真北)を明示する。(規則1条の3第6項による他の図書に明示したときでも、配置図には明示すること)		
			敷地境界線	敷地境界線を明示し、「敷地境界線(隣地境界線、道路境界線等も可)」と明示する。		
			敷地内における建築物の位置	寸法線及び寸法を明示し、敷地内における建築物の位置を明示する。		
			申請に係る建築物と他の建築物との別	申請建築物には「申請建築物」と、他の建築物には「既存建築物」等と明示する。		
		法19条他	擁壁の設置	擁壁の位置を明示する。		
			その他安全上適当な措置	安息角内に設置する基礎の範囲を明示する等、安全上適当な措置を行ったものを明示する。		
			土地の高低	土地の高低を明示する。		
		法19条 法42条	敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差	敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差を明示する。		
		法28条 法42条 法52条	敷地の接する道路の位置・幅員・種類	敷地の接する道路(43条1項ただし書許可を含む)の位置・幅員・種類(条文)を明示する。 (例：大阪府道 42条1項1号、私道 43条1項ただし書)		
	設備	法31条	浄化槽の位置及び放流先の位置	浄化槽の位置及び放流先の位置を明示する。		
	集団	法43条 法43条第1項 ただし書	敷地の道路に接する部分及びその長さ	敷地の道路に接する部分を明示し、その長さを明示する。		
			法第43条第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第43条第1項ただし書の「許可通知書」の写しを添付する。(許可申請時の図書の写しの添付を求める場合がある)		
		法48条ほか	用途地域の境界線	申請敷地内に2以上の用途地域がある場合は、その境界線を明示する。		
		法52条	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	申請敷地内に指定された容積率の数値の異なる地域がある場合は、その境界線を明示する。		
都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線			都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線を明示する。			
申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置			申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置を明示する。			
法54条		令第135条の20に掲げる建築物又はその部分の用途・高さ・床面積	都市計画において定められた外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分の用途・高さ・床面積を明示する。			
		申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さを明示する。			
		地盤面からの申請に係る建築物の各部分の高さ(55条でも必要)	地盤面からの申請に係る建物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高の高さの部分等)の高さを明示する。			
法56条		前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高の高さの部分等)の高さを明示する。			
	地盤面の異なる区域の境界線(55条でも必要)	申請敷地内に2以上の地盤面の異なる区域がある場合、その境界線を明示する。				
	令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途・位置・高さ・構造及び床面積	道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例を受ける建築物の部分の用途・位置・高さ・構造及び床面積を明示する。				
	法第56条第2項に規定する後退距離	前面道路の境界線から後退した建築物までの水平距離のうち最小の距離を明示する。				
	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置を明示する。				
	建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離	建築物の各部分(北側の最も不利な部分)から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の最短の水平距離を明示する。				
法58条	高度地区の境界線	高度地区内外又は高度地区内で違う地区にまたがる場合、その境界線を明示する。				

図面名	区分	法令	明示すべき事項	明示すべき事項の説明	自主的 チェック	備考
各階平面図	意匠	共通	縮尺	縮尺を明示する。		
			方位	方位を明示する。		
			間取	間取を明示する。		
			壁の位置	壁の位置を明示する。		
		法23条	延焼のおそれのある外壁の位置及び構造	延焼のおそれのある外壁のうち、耐力壁・非耐力壁の位置を明示する。 (構造の異なるものは、それぞれの構造ごと)		
		法28条の2	各室の用途	室名を明示し、用途を明らかにする。		
			各室の床面積	シックハウス等法的審査が必要となる室全ての床面積を明示する。		
		法35条	令116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積	令116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積を明示する。		
			令116条の2第1項第2号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積	令116条の2第1項第2号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積を明示する。		
		法35条の2	令128条の3の2第1項に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積	床面積が50㎡を超える居室で窓その他開口部の開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にあるもの)の面積を明示する。		
	法35条の3	令111条第1項に規定する窓その他の開口部の面積	令111条第1項に規定する窓その他の開口部の面積を明示する。			
		令23条	階段の位置及び構造	階段の位置及び階段幅、蹴上、踏面寸法を明示する。 (回り階段の部分における踏面の寸法は踏面の狭い方の端から30cmの位置の寸法を明示する)		
			踊り場の位置及び構造	踊り場の位置及び踊り場幅の寸法を明示する。		
	令25条	手すり等の位置及び構造	手すりの位置、出幅及び構造を明示する。			
	設備	法28条の2	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置を明示する。		
		(府条例細則第6条)	換気経路	換気経路を明示する。		
建具の通気性の有無			換気経路にかかる建具の通気性を明示する。			
スイッチ位置			給排気機のスイッチ位置を明示する。			
スイッチに24時間換気の旨表示			給排気機のスイッチに24時間換気の旨表示と明示する。			
消防法9条の2	住宅用防災機器の位置・種類	住宅用防災機器の位置・種類を明示する。				

図面名	区分	法令	明示すべき事項	明示すべき事項の説明	自主的 チェック	備考
2以上の断面図	意匠	令23条	階段の構造	階段の構造を明示する。(平面図に明示することで省略可)		
			踊り場の構造	踊り場の構造を明示する。(平面図に明示することで省略可)		
		令25条	手すり等の構造	手すりの構造を明示する。(平面図に明示することで省略可)		
		令22条	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法を明示する。ただし書きの場合は、べた基礎等を明示する。		
	換気孔の位置及びねずみの侵入を防ぐための設備の状況		ただし書きでない場合、換気孔の位置及びねずみの侵入を防ぐための設備を明示すること。			
	集団	法56条	敷地の接する道路の位置	敷地の接する道路(43条第1項ただし書の道を含む)の位置を明示する。		
			敷地の接する道路の幅員	敷地の接する道路(43条第1項ただし書の道を含む)の幅員を明示する。		
			敷地の接する道路の種類	敷地の接する道路の種類(条文)を明示する。 (例：大阪府道 42条1項1号、私道 43条1項ただし書)		
			前面道路の路面の中心	前面道路の路面の中心線を明示する。		
			前面道路の中心線			
			地盤面からの申請に係る建築物の各部分の高さ	地盤面からの申請に係る建築物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高高さの部分等)の高さを明示する。		
			前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高高さの部分等)の高さを明示する。		
			法第56条第1項から第6項までに掲げる規定による建築物の各部分の高さの限度	道路斜線、隣地斜線、北側斜線を明示する。後退距離の算定の特例の場合、及び2以上の道路に接している場合、公園、広場、川、若しくは海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する道路若しくは隣地との高低差が著しい場合の緩和に関する措置についても明示する。		
			令第130条の12に掲げる建築物の部分の位置・高さ・構造	道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例を受ける建築物の部分の位置・高さ・構造を明示する。		
			法第56条第2項に規定する後退距離	前面道路の境界線から後退した建築物までの水平距離のうち最小の距離を明示する。		
	建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離	建築物の各部分(北側の最も不利な部分)から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の最短の水平距離を明示する。				
	法58条	高度地区の境界線	高度地区内外又は高度地区内で違う地区にまたがる場合、その境界線を明示する。			
土地の高低		土地の高低差がある場合、明示する。また、高低差がない場合もその旨を明示する。				

図面名	区分	法令	明示すべき事項	明示すべき事項の説明	自主的 チェック	備考
使用建築材料表	意匠	法23条	主要構造部の材料の種類別	材料名及び当該材料の告示番号または大臣認定番号を記入する。		
		法28条の2	内装の仕上げに用いる建築材料の種類・面積	使用建築材料表に居室毎の名称、用途、床面積、天井高さ、換気回数、建築材料の種類、ホルムアルデヒド放散量等級区分(例:F)、当該材料の面積を明示する。クロルピリホスの添加又はクロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料の使用の有無を明示する。		
		(府条例細則第6条)	天井裏等の措置	居室と当該居室に係る天井裏等を区画する連続した気密層及び通気止めの有無、下地材及び断熱材その他これらに類する面材に用いる建築材料の種類、を明示する。		
		法35条の2	室内仕上表	令129条に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さを明示する。		
有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	設備	法28条の2	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法を明示する。		
			換気回数及び必要有効換気量	換気回数及び必要有効換気量を明示する。		
耐火構造等の構造詳細図	意匠	法22条	屋根の断面の構造・種別・寸法	屋根が告示(H12-1366)第1(不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類するものは第2)に適合する、構造、種別、寸法を明示する。ただし、大臣認定部材の場合は、認定書の別添図書を添付することにより足りる。		
		法23条	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造・種別・寸法	告示(H12-1362)に適合する、構造、種別、寸法を明示する。ただし、大臣認定部材の場合は、認定書の別添図書を添付することにより足りる。		
		法35条の3	耐火構造等の構造詳細図	令111条で定める窓その他の開口部を有しない居室を区画する主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法を明示する。		
敷地面積 求積図	集団	法52条 法53条 法53条の2	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法・算式	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法・算式を明示する。		
建築面積 求積図		法53条	建築面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法・算式	建築面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法・算式を明示する。		
関係法令	宅地造成等規制法8条1項	宅地造成等規制第8条1項の規定に適合していることを証する書面	「宅地造成に関する工事の許可通知書」の写し及び「宅地造成に関する検査済証」の写しを添付する。(許可申請時の図書の写しの添付を求める場合がある)			
	都市計画法29条1項	都市計画法29条1項の規定に適合していることを証する書面	「開発許可書」又は「開発許可等不要証明書」の写しを添付する。「検査済証」又は「建築承認」の写しの添付でも可。(各申請時の図書等の写しの添付を求める場合がある)			
	都市計画法53条1項	都市計画法53条1項の規定に適合していることを証する書面	「許可書」の写しを添付する。(各申請時の図書の写しの添付を求める場合がある)			

- 注意事項
- 1 当該チェックシートは、建築基準法第6条の3第1項第3号の規定により、特例をうける場合の一般的な添付図書とそれに明示すべき事項を説明し図面ごとに整理したものであり、申請に必要な全ての図書や明示すべき事項を記載したものではありません。特に、防火・準防火地域内の建築物に適用される項目は記載していませんのでご注意ください。
 - 2 申請にあたっては、建築基準法施行規則第1条の3において規定する確認申請書に必要な図書及び書類を不備なく添付するほか、明示すべき事項を漏れのないよう記載し、申請してください。
 - 3 自主チェック欄は、確認申請にさきだち、設計者が申請に必要な図書及び明示すべき事項のチェックを自ら行ってください。
 - 4 法令欄に記載している条例は、大阪府条例における規定を例として記載しており、他の地方公共団体の条例とは異なる場合がありますので事前にご確認ください。